



平成 19 年 5 月 18 日

各位

会社名 株式会社シノケン
代表者名 代表取締役社長 篠原 英明
(JASDAQ・コード 8909)
問合せ先 取締役管理部長 霍川 順一
(TEL 092 477 0040)

持株会社制導入に伴う会社分割及び商号の変更（定款の一部変更）に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 5 月 18 日開催の当社取締役会において、平成 19 年 10 月 1 日に持株会社制の導入を目的として、下記の通り当社の賃貸住宅販売事業、不動産賃貸管理事業及び飲食店事業の各事業部門を会社分割し、株式会社シノケングループ（平成 19 年 10 月 1 日付で「株式会社シノケン」に商号変更予定）に承継することを決議し、平成 19 年 6 月 28 日開催予定の定時株主総会にて付議することを決定しましたのでお知らせいたします。当社は、上記の会社分割後に承継会社の全株式を保有する持株会社となり、平成 19 年 10 月 1 日付で「株式会社シノケングループ」に商号変更する予定です。なお、商号変更につきましては平成 19 年 6 月 28 日開催予定の定時株主総会において定款の一部変更の承認決議がなされることを条件としております。

記

持株会社体制への移行に伴う会社分割について

1. 会社分割の目的

当社グループは、従来当社及び当社子会社に分散していた不動産賃貸管理事業を集約するなど業務再編を進め、各事業会社を並列に配して社内の責任体制・権限の明確化を行ってまいります。合わせて、事業における意思決定機能と執行機能をそれぞれ分離し、経営のスピードを高めるとともに、より厳格な内部管理体制の構築および内部統制ルールの実施を図ってまいります。

これらの実現に向けた組織再編の第一段階として、吸収分割により当社の有する各事業部門を当社の 100%子会社である株式会社シノケングループに承継させ、持株会社体制へ移行することといたしました。

新体制下においては、当社が持株会社としてグループ全体の経営戦略マネジメント機能を担い、経営資源の最適配分や共通機能の効率化を推進することで、グループとしての一体感を維持しつつ、更なる

競争力の強化による連結企業価値の向上に努めてまいります。

なお、今後の更なる組織再編につきましては引き続き検討して参りますが、詳細は決定次第速やかにお知らせ致します。

2. 会社分割の要旨

(1) 分割の日程

吸収分割契約承認取締役会	平成 19 年 5 月 18 日
吸収分割契約締結	平成 19 年 5 月 18 日
吸収分割契約承認株主総会(承継会社)	平成 19 年 6 月 27 日(予定)
吸収分割契約承認株主総会(当社)	平成 19 年 6 月 28 日(予定)
吸収分割の効力発生日	平成 19 年 10 月 1 日(予定)

(2) 分割方式

当社を分割会社とし、株式会社シノケングループを承継会社とする物的分割です。

(3) 割当株式数

株式会社シノケングループは当社に普通株式 15,000 株を割当交付します。

(4) 割当株式数の算定根拠等

算定の基礎、経緯

承継会社である株式会社シノケングループは当社の 100%子会社であり、また分割方式が物的分割であることから、承継会社が分割会社である当社に交付する株式の数については、当社及び承継会社が 1 株当たりの純資産額等を考慮して協議の上で任意に決定しました。

算定機関との関係

当社の 100%子会社を承継会社とした吸収分割であることから、第三者機関による算定は実施しておりません。

(5) 分割により減少する資本金の額等

分割により減少する資本金の額等はありません。

(6) 当社及び株式会社シノケングループの新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は新株予約権を発行しておりますが、承継会社への承継は行いません。なお、株式会社シノケングループの新株予約権の取扱いにつきましては、当社及び株式会社シノケングループの両社で協議の上、吸収分割効力発生日までに決定いたします。両社は新株予約権付社債は発行しておりません。

(7)承継会社が承継する権利義務

株式会社シノケングループは、当社との間で締結した平成 19 年 5 月 18 日付の吸収分割契約書に別段の定めのあるものを除き、効力発生日において当社が賃貸住宅販売事業、不動産賃貸管理事業及び飲食店事業のために有する一切の資産及び権利、効力発生日において当社が上記の事業のために負担する一切の債務及び義務並びにこれらに係る一切の契約上の地位を承継します。

(8)債務履行の見込み

当社及び承継会社の平成 19 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産及び負債の額を基礎に、会社分割により当社が承継会社に承継させる予定の資産及び負債の額等を考慮し会社分割後に予想される当社及び承継会社の資産及び負債の額並びに収益状況について検討した結果、その債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されないため、当社は、会社分割後の当社及び承継会社の負担すべき債務につき履行の見込みがあるものと判断しております。なお、承継会社が承継する債務及び義務については、免責的債務引受けの方法によるものとします。

3.分割当事者の概要(平成 19 年 3 月 31 日現在)

(1) 商号	株式会社シノケン(分割会社)		株式会社シノケングループ(承継会社)	
(2) 事業内容	賃貸住宅販売事業・不動産賃貸管理事業・飲食店事業		マンション分譲事業・マンション賃貸管理事業	
(3) 設立年月日	平成 2 年 6 月 5 日		平成 2 年 5 月 14 日	
(4) 本店所在地	福岡市博多区博多駅南一丁目 15 番 22 号		東京都港区芝二丁目 3 番 3 号	
(5) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 篠原 英明		代表取締役社長 篠原 英明	
(6) 資本金の額	1,922 百万円		60 百万円	
(7) 発行済株式総数	40,307.52 株		4,900 株	
(8) 純資産	4,537 百万円		450 百万円	
(9) 総資産	19,018 百万円		5,925 百万円	
(10) 事業年度の末日	3 月 31 日		3 月 31 日	
(11) 従業員数	99 名		29 名	
(12) 主要取引先	個人・不動産ファンド		個人	
(13) 大株主及び持株比率	篠原 英明		18.37%	
	株式会社 SAI		16.04%	
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)		10.65%	
	エルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・リミテッド		6.08%	
	アセット・マネージャーズ株式会社		4.96%	
(14) 主要取引銀行	株式会社ふくおかフィナンシャルグループ		株式会社三菱東京 UFJ 銀行	
	株式会社みずほ銀行		株式会社りそな銀行	
	株式会社三菱東京 UFJ 銀行		株式会社みずほ銀行	
	株式会社三井住友銀行		株式会社三井住友銀行	
(15) 当事会社間の関係等	資本関係	当社は現在株式会社シノケングループの発行済株式総数の 100% を所有しております。		
	人的関係*	当社の代表取締役を含む役員 4 名、および従業員 2 名が承継会社の代表取締役を含む役員をそれぞれ兼任しております。また、当社は承継会社に従業員を出向しております。		
	取引関係	株式会社シノケングループは当社が供給する賃貸住宅の販売を行っております。		
	関連当事者への当該状況	当社は株式会社シノケングループの親会社です。		

*人的関係は平成 19 年 4 月 12 日時点。

(単位：百万円)

事業年度の末日	当社(分割会社)			株式会社シノケングループ(承継会社)		
	平成 17 年 3 月期	平成 18 年 3 月期	平成 19 年 3 月期	平成 17 年 3 月期	平成 18 年 3 月期	平成 19 年 3 月期
売上高	11,038	17,263	16,116	1,939	1,836	4,416
営業利益	601	1,190	910	99	57	250
経常利益	461	946	840	96	2	170
当期純利益	258	695	536	99	2	165
1株当たり当期純利益(円)	18,739.45	24,585.18	13,763.85	20,267.71	458.74	33,865.23
1株当たり配当金(円)	3,250		1,750			
1株当たり純資産(円)	145,110.01	88,041.86	113,827.07	57,681.61	58,140.36	92,005.60

4. 分割する事業部門の概要

(1) 分割する部門の事業内容

賃貸住宅販売事業、不動産賃貸管理事業及び飲食店事業

(2) 分割する部門の経営成績

	賃貸住宅販売部門 不動産賃貸管理部門 (a) 飲食店事業部門	平成 19 年 3 月期連結実績(b)	比率(a/b)
売上高	16,116 百万円	19,615 百万円	82.2%
売上総利益	2,775 百万円	3,598 百万円	77.1%
営業利益	910 百万円	1,240 百万円	73.4%
経常利益	840 百万円	1,068 百万円	78.6%

(3) 分割する資産、負債の項目及び金額

項目	資産	項目	負債
流動資産	12,832 百万円	流動負債	9,494 百万円
固定資産	3,624 百万円	固定負債	4,986 百万円
合計	16,456 百万円	合計	14,480 百万円

5. 会社分割後の当社の状況

(1)商号	株式会社シノケングループ
(2)事業内容	持株会社としての経営戦略の立案、経営執行の監督、傘下企業の経営アドバイス、I R 及びこれらに付帯する業務
(3)本店所在地	福岡県福岡市博多区博多駅南1丁目15番22号
(4)代表者の役職・氏名	代表取締役社長 篠原 英明
(5)資本金の額	1,922 百万円
(6)純資産	3,737 百万円
(7)総資産	3,737 百万円
(8)事業年度の末日	3月31日

6. 会計処理の概要

企業結合会計上の分類において、本件会社分割は共通支配下の取引等に該当するため損益の影響はありません。なお、本件会社分割によるのれんの発生はありません。

7. 分割による業績への影響・見通し

(1)分割後の連結業績見通し

承継会社は当社の100%子会社であるため、本件会社分割が当社の連結業績に与える影響は軽微であります。

(2)分割後の個別業績見通し

本件会社分割後、当社が持株会社となるため、当社の収入は子会社からの配当収入及び経営指導料等に、また、費用は持株会社としての機能に係るものが中心となる予定です。

定款の一部変更について

1. 目的

当社は、平成19年5月18日開催の取締役会において、持株会社体制への移行に伴い、定款の一部を変更し、平成19年10月1日を効力発生日として、会社の商号及び目的等の変更を行うことを決議いたしました。

なお、本件につきましては平成19年6月28日開催予定の定時株主総会において、会社分割契約及び定款一部変更の件が承認されることを条件とします。

2. 定款一部変更の内容

(1) 商号の変更

新商号 株式会社シノケングループ
 変更日(予定) 平成19年10月1日

(2) 会社目的の変更

当社定款第2条に定める会社の目的を、持株会社としての会社経営に必要な内容へ変更いたします。
 変更日(予定) 平成19年10月1日

(3) 変更の内容

現行定款と変更案は次のとおりであります。

(下線部が変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第一章 総則	第一章 総則
(商号)	(商号)
第1条 当社は、 <u>株式会社シノケン</u> と称し 英文では <u>Shinoken Co., Ltd.</u> と表示する。	第1条 当社は、 <u>株式会社シノケングループ</u> と称し英文では <u>Shinoken Group Co., Ltd.</u> と表示する。
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. 建築工事の請負、設計ならびに監理	1.)
2. 各種建築資材の販売	2.)
3. 不動産の売買、賃貸、仲介および管理	3.)
4. コンビニエンスストアの経営	4.)
5. 酒類、タバコ、米穀、塩の販売	5.)
6. 損害保険代理店業	6.)
7. 生命保険の募集に関する業務	7.)
8. インターネットの接続代行業	8.)
9. フランチャイズチェーンシステムの研究開発および加盟店の募集ならびに加盟店の指導業務	9.)
10. 飲食店業	10.)

(現行どおり)

<p>11 . 貸金業</p> <p>12 . 投資顧問業</p> <p>13 . 信託受益権の保有、交換、管理および 売買</p> <p>14 . 民法上の組合、商法上の匿名組合およ び投資事業組合の組成ならびにその 組合財産の運用および管理</p> <p>15 . 投資信託および投資法人に関する法律 (以下「投信法」という。)第2条第 16項に定義される投資信託委託業</p> <p>16 . 投信法第2条第17項に定義される投 資法人資産運用業</p> <p>17 . 前二号に付随する宅地建物取引業法第 50条の2第1項第1号に定める取引 一任代理等の業務</p> <p><u>18 . 上記各号に附帯する一切の業務</u></p> <p>第3条～第44条 (条文省略)</p>	<p>11 .</p> <p>12 .</p> <p>13 .</p> <p>14 .</p> <p>15 .</p> <p>16 .</p> <p>17 .</p> <p>18 . <u>金銭債権買取り業務</u></p> <p>19 . <u>マーケティングリサーチ及び経営情報 の調査、収集及び提供</u></p> <p>20 . <u>信用保証業務</u></p> <p>21 . <u>信用調査業務</u></p> <p>22 . <u>ガス供給及び水供給に関連する機器の 製造、販売</u></p> <p>23 . <u>プロパンガスの販売</u></p> <p>24 . <u>ガス器具の販売及び賃貸</u></p> <p>25 . <u>ガス工事の請負</u></p> <p>26 . <u>上記各号の事業を営む会社(外国会社 を含む。)組合(外国における組合に 相当するものを含む。)その他これに 準ずる事業体の株式又は持分を所有 することによる当該会社等の事業活 動の支配、管理</u></p> <p>27 . <u>上記各号に附帯する一切の業務</u></p> <p>第3条～第44条 (現行どおり)</p>
--	---

<p>附則 第 1 条 ~ 第 3 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>附則 第 1 条 ~ 第 3 条 (現行どおり)</p> <p>第 4 条 <u>定款第 1 条および第 2 条の変更は、平成 19 年 10 月 1 日から適用する。</u> <u>本附則は、効力発生日経過後、これを削除する。</u></p>
---	---

以上

添付資料（吸収分割スキーム）

